明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務二九一～二九七）　一
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同二九八～三〇〇）　七
〔官庁報告〕
官庁事項
水防活動用洪水予報及び警報の開始について（気象庁）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
外国監査法人等、製造たばこ小売定価関係　九
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、企業年金基金変更関係　七
地方公共団体
行旅死亡人関係　七
会社その他
会社決算公告　八
九〇

告　示

○財務省告示第二百九十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十二年八月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年九月七日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第二百九十五回）

二　発行の根拠法律及びその条項　平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で二兆三千九百二十三億円
うち、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆八千七十八億八千八百八十万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で九百九十八億九千九百三十五万円
特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二十九億七千百万円
特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二千三十五億円

ロ　非競争入札発行　額面金額で四千八百四十五万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で九百九十八億九千九百三十五万円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で二千三十五億円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　額面金額で二千三十五億円